

# 日仏文化協会留学約款

## 第1条 (約款の適用)

申込者(以下「お客様」といいます)は、本約款を承諾の上、株式会社日仏文化協会(東京都港区東新橋1丁目7番2号 汐留メディアタワーアネックス 1F-2F、以下「当社」といいます)が提供する次条に定義する「留学プログラム」の利用を申し込みます。

## 第2条 (用語の定義等)

本約款で使用する用語を次のとおり定義します。

- 総合ガイド：当社発行の「日仏文化協会 2024-2025 フランス総合ガイド」並びにその裏表紙に掲載されている各別冊プログラムをいいます。
- ホームページ等：当社のホームページ、チラシ、広告等をいいます。
- 留学プログラム：総合ガイドまたはホームページ等もしくはその双方に記載の留学プログラム又はプランをいいます。
- プログラム申込手順：総合ガイドに記載の留学プログラムについては総合ガイド記載の「プログラム申込手順」のお申込方法・条件・条項等をい、総合ガイドに個別留学プログラム毎に「プログラム申込手順」が記載されている場合には当該「プログラム申込手順」をい、ホームページ等に記載の留学プログラムについては当該ホームページ等に記載のお申込みあるいは予約に関する手順・条件・条項等をい、総合ガイドおよびホームページ等の双方に記載の留学プログラムについては、総合ガイドに記載のプログラムお申込方法・条件・条項と当該ホームページ等に記載のお申込みあるいは予約に関する手順・条件・条項等の双方が適用されますが、矛盾がある場合には矛盾のある範囲において後者が優先適用されるものとします。また、プログラム申込手順の各項目はお客様との契約の重要な一部となります。
- 留学プログラム期間：留学プログラムの期間は、当社が指定するお客様の研修地到着日(以下「プログラム開始日」といいます)より指定の宿泊施設での宿泊期間終了日、または当社が宿泊施設の手配を行わない場合には研修先の授業終了日の翌日(以下「プログラム終了日」といいます)とします。但し、当社より別段の指定がある場合にはその期間とします。
- 留学プログラム費用：各留学プログラムの費用の合計額で、総合ガイドに記載の留学プログラムについてはプログラム各コースおよびスタイルごとに記載された金額、ホームページ等に記載の留学プログラムについてはホームページ等に当該プログラムごとに記載された金額、但し、当該別冊お見積もりによりプログラム費用を算出する場合にはそのお見積もり金額をいいます。また、留学プログラム費用は「申込金」と当社が送付する「請求書」の留学プログラムに関する部分に記載の「残金」(中間金が必要な場合は当該中間金と中間金を除く残金に分け記載)の合計額から構成されます。なお、留学プログラム費用はプログラム申込手順記載の現地通貨 / 円為替レートで計算されています。従って、為替市場の変動がある場合、プログラム申込手順の記載に従い当社は為替サーチャージを申し受けたり、円高還元キャンペーン等により留学プログラム費用の割引をすることがあります。但し、当社が別途お見積もりをする場合には、お見積もり時点の為替市場を考慮し行いますのでお見積もり有効期限内であれば原則として留学プログラム費用の変動はありません。お客様との契約成立後は通常為替予約によりヘッジを行いますので、大きな経済情勢の変動がない限りプログラム費用が変動することはありません。但し、契約成立後当社の責めによらず契約内容の変更、取り消し・契約不履行行為が替変動による損害が当社に発生した場合は取り消し手数料に加え為替予約の清算に伴う損失を含む為替差損の実費をお客様に請求することがあります。また当社はお客様に対して研修校・宿泊施設未確定の場合でもお見積もり額をもとに請求書を発行することがありますが、研修校・宿泊施設の確定後、請求額を訂正した請求書をお客様に対して新たに送付します。この場合の留学プログラム費用は申込金と訂正後の請求書の留学プログラムに関する部分に記載の残金(中間金が必要な場合は当該中間金と中間金を除く残金に分け記載)の合計額となります。留学プログラム費用はプログラム申込手順記載の「取り消し手数料」の額の算出の際の基準となります。
- 申込金：プログラム申込手順記載の各プログラムの申込金をいいます。
- 中間金：お客様の希望される研修校・宿泊施設から求められる中間支払金をいいます。
- 研修校：お客様がプログラム期間中に研修する語学学校、専門学校及び研修施設をいいます。研修校にかえて研修先ということもあります。
- 宿泊施設：お客様が希望される研修校経由、もしくは当社手配の寮、ホームステイ先、スタジオ等をいいます。宿泊先ということもあります。
- 研修地：語学留学・専門留学のための研修校・宿泊施設が立地する地域をい、フランス、ベルギー、スイス、カナダ及びニュージーランドのいずれかをいいます。
- 現地スタッフ：研修地が所在する地の内外に居住するまたは当該研修地を担当する当社スタッフもしくは当社の業務を受託して代行するスタッフをいいます。
- サポート業務：留学プログラム期間中の現地スタッフによるお客様への手助けやアドバイスをいいます。本約款において単に「サポート」もしくは「現地サポート」ということもあります。
- 現地通貨：研修地で使用されている通貨で、スイスの場合にはスイスフラン、カナダの場合にはカナダドル、ニュージーランドの場合にはパシフィックフラン、その他の場合はユーロをいいます。

## 第3条 (契約の申込と成立：優先適用順位)

留学プログラム参加希望のお客様はプログラム申込手順および本約款をお読みの上、署名した当社所定の参加申込書(お客様が海外におられる場合等ご不在の場合には代理人(ご家族等)に記入・署名していただくこととします。その場合には当社にその旨(代理人の氏名・住所、電話番号・お客様との関係等)をお申し出ください。)とプログラム申込手順に定める必要書類を当社宛てに送付するとともに、所定の申込金を当社指定の銀行口座にお振り込みください。当社はお客様からの参加申込書・必要書類と入金を確認し審査の上、お客様に対して(代理人をたてられた場合には当該代理人に対し)当社所定の「申

込確認書」を送付いたします。この申込確認書を発送した時点をもってお客様と当社の間で留学プログラムに関わる契約が成立したものとします。当社はお客様との契約が成立するまで留学プログラムに基づいた必要なサービスにも着手しません。

- お客様と当社の契約は①申込確認書②プログラム申込手順および③本約款から成るとします。また各書類間で矛盾がある場合は①②③の順序で優先適用されるものとします。

## 第4条 (契約締結の拒否)

- 当社は、お客様が以下の事由のいずれかに該当すると認められる場合には、契約の締結をお断りすることがあります。
  - ①お客様の日本での上乗成績などから、ご希望の留学を行うに当たっての必要な条件が備わっていないと当社が判断したとき。
  - ②お客様の現在の心身の健康状態、参加申込書等の文書で予め告知した健康状態、病歴、必要な介助者の不在その他の事由により、申し込まれた留学プログラムに耐えられないと当社が判断したとき。
  - ③お客様が未成年で、保護者の同意を得ていないとき。
  - ④お客様が当社への申し込みの際に、参加申込書等の文書で予め告知した健康状態、病歴その他の重要な情報に虚偽または重大な漏洩があることが判明したとき。
  - ⑤お客様が希望する留学プログラムの定員に受け入れ可能な余裕がない、あるいは必要な時期までに留学プログラムを遂行できる見通しがないと当社が判断したとき。
  - ⑥保険会社が告知事項等によりお客様の海外旅行保険の引き受けを拒否したとき、また当社が健康診断書の提出を依頼し、その内容に留学または滞在に適切な重大な事由があると当社が判断したとき。
  - ⑦お客様がプログラム内容に関してプログラム申込手順所定の「留学プログラム」の内容に照らし合理的な範囲を超える負担を重ねて当社に求めるなどプログラムの円滑な運営と実施を妨げる恐れがあると当社が判断したとき。
  - ⑧お客様が海外旅行保険の加入をしないとき。
  - ⑨その他、当社が認める重大な事由があるとき。
- 前項に従い当社がお客様との契約の締結をお断りした場合には、お客様にその旨通知するとともに、その時点においてお客様から当社への支払済みの申込金があればそれらの申込金をお客様に全額返金いたします。但し、銀行振込手数料はお客様の負担とします。

## 第5条 (留学プログラム開始前の当社の契約解除権)

- 当社は、お客様との契約成立後、お客様が以下の事由のいずれかに該当する場合には、お客様との契約の即時解除ができるものとします。
  - ①お客様が、請求書(または訂正後の請求書)の留学プログラムに関する部分に記載の残金(中間金が必要な場合は当該中間金、または中間金を除く残金)を振込期限までに支払わないとき。
  - ②お客様がご希望の留学先から求められる必要書類を当社が指定する期日までに当社に提出しないとき。
  - ③お客様が、当社が指定する期日までにパスポートまたはビザの取得が出来ずプログラムの履行に支障が生ずると当社が判断したとき。
  - ④お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、申し込まれた留学プログラムに耐えられないと当社が判断したとき。
  - ⑤お客様が参加申込書等の文書で当社に届け出たお客様に関する情報に虚偽あるいは重大な漏洩があることが判明したとき。
  - ⑥お客様が参加申込書等の文書で予め告知した健康状態、病歴等の情報に虚偽あるいは重大な漏洩があることが判明したとき。
  - ⑦お客様がプログラム内容に関し、プログラム申込手順所定の「留学プログラム」の内容に照らし合理的な範囲を超える負担を重ねて当社に求めるなどプログラムの円滑な運営と実施を妨げる恐れがあると当社が判断したとき。
  - ⑧天災、暴動、戦争、テロ、クーデター、官公庁の命令、感染症の拡大その他当社の責めに帰さない事由により留学プログラムの実施が不可能になり、または不可能になる可能性が極めて高いと当社が判断したとき。
- 第1項に従い当社がお客様との契約を即時解除する場合には、当社よりお客様に契約解除の通知をすと共に、お客様から契約の取り消しの申し出があったものとして取り扱ひ、当社からの請求に基づきお客様からプログラム申込手順に定める取り消し手数料を支払っていただきます。この場合、お客様から当社への支払済み留学プログラム費用は次の如く取り扱ひます。
  - ①申込金は返金いたしません。
  - ②請求書(または訂正後の請求書)記載の残金(中間金が必要な場合は当該中間金と中間金を除く残金)については、その時点で当社から研修校・宿泊施設へ支払いが行われておらず且つ支払義務(研修校・宿泊施設の規定するキャンセル料ないし損害金を含む)も発生していないあるいは発生しないと当社が判断した場合には、お客様から実際にお支払いを受けた金額から所定の取り消し手数料、当社が既に為替予約をしている場合には為替予約の清算に伴う損失を含む為替差損の実費、および銀行振込手数料を含む諸手数料を控除した残金を返金いたします。
  - ③その時点で手続きが既に進行し、当社から研修校・宿泊施設へ一部ないし全額を支払っている場合、または当社に研修校・宿泊施設への支払義務(研修校・宿泊施設の規定するキャンセル料ないし損害金を含む)が発生しているかあるいは発生する恐れがあると当社が判断した場合には、その限度においてお客様への返金はいりません。また、所定の取り消し手数料は当社からの請求に基づきお支払いいただきます。但し、研修校・宿泊施設から返金を受けることができない場合には、当社が実際に返金を受けた金額を円貨・現地通貨換算レートに従い、円転換した金額から銀行送金手数料を含む諸手数料を差し引いた金額を返金し、また支払義務の免除を受けた場合には、支払免除を受けた金額を円貨・現地通貨換算レートに従い円貨換算した金額から当社が為替予約をしている場合には、為替予約の清算に伴う損失を含む為替差損の実費および送金手数料を差し引いた金額を返金いたします。
  - ④当社が請求書(または訂正後の請求書)記載の残金の支払いを受けていない場合には、当社からの請求に基づき取り消し手数料を支払っていただきます。また、研修校・宿泊施設への支払義務が発生している、あるいは発生する恐れがあると当社が判断した場合には、取り

消し手数料に加え、研修校・宿泊施設の規定するキャンセル料ないし損害金(当社が為替予約をしている場合には為替予約の清算に伴う損失を含む為替差損の実費を含む)を当社に請求に応じて別途お客様が支払うものとします。

## 第6条 (当社の責任とプログラムの範囲)

- 留学プログラムに含まれる当社のサービスはプログラム申込手順所定の「留学プログラム」記載の通りとなります。当社は、研修地での生活に必要な予備知識や注意事項など適切なアドバイスを行います。研修地での行動はお客様の自己責任であり、トラブルや事故に遭っても当社はその責任を負いません。また研修地における法令や関連施設等の規則に反する行為及び公序良俗に反する行為、故意・過失等により第三者および宿泊施設や研修校に損害を与えた場合の責任は全て本人に帰属し当社はその責任を負いません。当社が立替払いした費用、損害賠償金等がお客様の場合にも、当社からの請求があり次第、当社がお客様にお客様が未成年の場合にはお客様及び保護者が連帯しての負担とします。以下、本約款第9条第2項、第3項、第10条第5項および第12条においても同様とします)が当社に支払うものとします。
- 留学プログラムの内容は、お客様と当社との契約に基づき、お客様の研修校・宿泊施設の確保に向けた各種手続き、登録の代行、お客様の現地でのサポート、その確保に関する情報提供を行うものです。従って、当社は研修校・宿泊施設の確保が可能なことを保証するものではなく、また研修校・宿泊施設を決めるのはお客様であり、研修校での研修内容・研修の進め方等の品質・お客様の満足度を保証するものではなく、また宿泊施設については特にお客様への保証、その間取り、家族構成、生活習慣等、家庭内の事情について当社の関与が限定的となるため、その品質・住環境等を保証(入居時気がつかないような騒音、電気・水道等の故障の発生、隣人からの騒音や楽器音等に対する苦情等がないこと)の保証、総合ガイドで紹介された家庭環境が維持されていること)の保証を含みます。)するものではありません。当社はお客様の研修校での課程修了や学力向上等の結果に何らの責任を負いません。なお、当社は本約款ならびに総合ガイドまたはホームページ等に記載された場合を除き、お客様に対して当社の所持しているいかなる情報も開示する義務を負いません。
- 宿泊施設の手配につき、当社はお客様が希望した宿泊施設などへの申し込み手続きの代行を行います。但し宿泊予定の家庭事情、工事など当社の責に帰さない事由により、宿泊先の確保できない場合は、追加費用が発生する場合は、お客様の負担とさせていただきます。また、お客様の個人的事由により当社が指定した宿泊施設を変更された場合、お客様の責任と費用負担において行うものとし、当社は一切の責任を負いません。なお、当社は宿泊施設への申込みを代行等する立場に過ぎず、宿泊施設とお客様が宿泊契約の当事者となります。それゆえ、宿泊施設とお客様との間に何らかのトラブルが発生した場合は、当社は現地サポートの範囲内でその解決に努めますが、このトラブルが原因でお客様に損害(宿泊施設の備品が故障した場合の修理費用、宿泊施設を退去することになった場合の、残日数分宿泊費用、転居費用を含む)が発生した場合でも、当社がその費用を立て替えることはできません。またその賠償の責を負うことはできません。
- お客様が、利用する宿泊施設の規則、使用細則等への違反により退去を要求された場合、当社はその責を負わず、退去日をもって留学プログラム終了とします。
- 当社ではお客様の参考に資するため、当社の提携旅行代理店でお客様のためにチケットの仮予約を行いお客様にその内容をお知らせするサービスを行うことがあります。但し、当該仮予約に基づき航空券を購入するかどうかはお客様自身で当該旅行代理店にフライト予約の詳細(飛行ルート、所要時間、料金、サービス内容、キャンセル・変更条件等)を確認し、お客様自身の判断と責任で行っていただきます。当社ではお客様の当該フライト予約に伴い発生するいかなる問題についても責を負いません。
- 現地サポート
  - ①当社のサポート業務は、契約に基づき留学プログラムに関連するもののみを対象とし、研修地内外への旅行中に発生した事故、トラブル等に関してはサポートの対象外とします。
  - ②お客様と当社との間で書面において別途合意なき限り、サポートの内容はプログラム申込手順所定の「留学プログラム」記載の範囲とします。
  - ③現地到着時のお迎えは、お客様が指定到着日以外に到着した場合には行わないことがあります。
  - ④滞在許可証については、当社はお客様の申請のためのサポートを行うものでありその取得を保証するものではありません。滞在許可証の発給の可否は、お客様滞在予定地当局の判断によるもので、当社は取得の可否に関し、一切責任を負いません。
  - ⑤ごく私的な用件(美容院への同行、害虫駆除、チケットの手配、郵便物の受け取りなど)に対する同行・立会・代行についてはサポート範囲外です。但し、お客様からご要求がある場合には特別にお引受けすることがあります。この場合、業務にかかった時間をもとにオプション料金として別途ご請求となります。また検査機関による取り調べ・逮捕といった場合における法的援助や、病気の治療等の医療行為はサポート範囲外です。なお、お客様がアドバイスに従って行動し、当社の関知しない範囲でトラブルや事故に遭っても当社はその責任を負うものではありません。
  - ⑥現地スタッフによるサポートは、緊急時を除き、午前9時から午後9時までとします。時間外のサポートをお受けする場合は追加料金を申し受けます。
  - ⑦当社によるサポート業務提供のため、当社は別途必要な規則及び禁止事項を定めることがあります。

## 第7条 (留学プログラム費用残金の支払い)

お客様は請求書(または訂正後の請求書)の留学に関する部分に記載の残金(中間金が必要な場合は当該中間金と中間金を除く残金)を請求書(または訂正後の請求書)に記載の方法および期限までに当社に支払わなければならないものとします。

## 第8条 (契約内容の変更、取り消しおよび延長)

- お客様は留学プログラム開始以前いつでも、プログラム申込手順に

申込手順

規定する所定の変更手数料、または取り消し手数料を支払うことにより、契約内容を変更あるいは取り消すことができます。

2. 前項に従い、契約内容の変更あるいは取り消しを行う場合は必ず文書にて当社までお知らせください。当社は文書による申し出を受けるまで正式な変更あるいは取り消しの申し出があったとは認めず、いかなる手続きも行う義務を負いません。その為にお客様に損害が発生しても当社は一切責任を負いません。また当社に何らかの実費・損害等が発生した場合にはお客様に請求させていただくことがあります。

3. お客様から契約の取り消しの申し出があった場合、お客様から当社への支払済み留学プログラム費用は次の如く取り扱います。

①申込金は返金いたしません。

②請求書（または訂正後の請求書）の留学プログラムに関する部分に記載の残金（中間金が必要な場合は当該中間金と中間金を除く残金）については、その時点で当社から研修校・宿泊施設へ支払いが行われておらず且つ支払義務（研修校・宿泊施設の規定する所定のキャンセル料ないし損害金を含む）も発生していないあるいは発生しない場合と当社が判断した場合には、お客様から実際にお支払いを受けた金額から所定の取り消し手数料、当社が既に為替予約をしている場合には為替予約の清算に伴う損失を含む為替差損の実費、および銀行振込手数料を含む諸手数料を控除した残金を返金いたします。

③その時点で手続きが既に進行し、当社から研修校・宿泊施設へ一部ないし全額を支払っている場合、または当社に研修校・宿泊施設への支払義務（研修校・宿泊施設の規定する所定のキャンセル料ないし損害金を含む）が発生しているあるいは発生する恐れがあると当社が判断した場合には、その限度においてお客様への返金は行いません。また、所定の取り消し手数料は当社からの請求に基づきお支払いいただきます。但し、研修校・宿泊施設から返金を受けることができた場合には、当社が実際に返金を受けた金額を円貨・現地通貨換算レートに従い円換した金額から銀行送金手数料を含む諸手数料を差し引いた金額を返し、また支払義務の免除を受けた場合には、支払免除を受けた金額を円貨・現地通貨換算レートに従い、円貨換算した金額から当社が為替予約をしている場合には、為替予約の清算に伴う損失を含む為替差損の実費および送金手数料を差し引いた金額を返金いたします。

4. 当社が請求する留学プログラムに関する部分に記載の残金（中間金が必要な場合は当該中間金と中間金を除く残金）の支払いを受けていない場合には、当社からの請求に基づき取り消し手数料を支払っていただきます。また、研修校・宿泊施設への支払義務が発生しているあるいは発生する恐れがあると当社が判断した場合には、取り消し手数料に加え、研修校・宿泊施設の規定する所定のキャンセル料ないし損害金（当社が為替予約をしている場合には為替予約の清算に伴う損失を含む為替差損の実費を含む）を当社の請求に応じて別途お客様が支払うものとします。

5. お客様が留学プログラムを延長する場合には、当社からの別途費用の請求を含め、新たに契約を締結するものとします。延長の際は必ず文書にて当社までお知らせください。なお、延長の場合には、新たに当社所定の参加申込書に必要事項を記入、署名して頂きますが、お客様が現地におられる場合には日本における代理人（ご家族等）に記入、署名していただけることとします。その場合には当社にその旨（代理人の氏名・住所・電話番号・お客様との関係等）をお申し出ください。当社がその文書を受け取っていない場合は正式な延長とは認められず、その為にお客様に損害が発生しても当社は一切責任を負いません。また当社に生じた実費・損害等を請求させていただくことがあります。

6. プログラム開始日以降は、お客様の都合による契約内容の変更・取り消しは原則として認めません。

7. プログラム開始日の前日までに、その都合で契約の取り消しをされたお客様が、当該プログラム開始日より1年以内に開始される別のプログラムを申し込まれる場合には、お支払いになった取り消し手数料のうち申込金相当額をそのプログラム費用の一部として充当することができます。

## 第9条（プログラム開始後の当社の契約解除権）

1. お客様が以下の事由のいずれかに該当する場合には、当社はお客様との留学プログラムに関する契約の即時解除ができるものとします。

①お客様の個人的な理由で滞在許可証が発行されなかったとき。

②お客様が、法令に反する行為を行ったとき。

③お客様が利用する研修校・宿泊施設の規則違反等により退学・退去を命じられたとき。

④お客様が公権力による身柄拘束、隔離、国外退去などの処置を受けたとき。

⑤天災、暴動、戦争、テロ、クーデター、官公庁の命令、感染症の拡大その他当社の責に帰さない事由により留学プログラムの継続が不可能になり、または不可能になる可能性が極めて高いと当社が判断したとき。

⑥お客様が長期にわたり所在不明、連絡不能となったとき。

⑦お客様が参加申込書等の文書で予め告知した健康状態、病歴等の情報に虚偽あるいは重大な遺漏があることが判明したとき。

⑧お客様が病氣、必要な介助者の不在その他重大な事由により留学プログラムの継続に耐えられないと当社が判断したとき。この場合、お客様はすみやかに留学プログラムを離れ、日本への帰国が必要である場合には、それに関わる全ての費用はお客様の負担とします。

⑨お客様が留学プログラムに適さない、またはお客様がプログラム申込手順所定の「留学プログラム」記載の合理的な範囲を超えるサポートを現地スタッフに重ねて要求し、現地スタッフによるサポート継続が不可能ないし著しく困難と当社が判断したとき。

⑩お客様の研修校・宿泊施設内外における行動・発言等により当社の他のプログラム参加者への迷惑が生じ、当社からの注意喚起にも拘わらず当該行動・発言等が継続し、当社の他のお客様とのプログラムの円滑な運営と実施継続を著しく妨げる恐れがあると当社が判断したとき。

2. 前項に基づき、当社が契約解除権を行使する場合、当社よりお客様に契約解除の通知を行うものとし、お客様本人に通知不能の場合は、参加申込書記載の「緊急の連絡先」に通知するものとします。この場合、当社より通知発送後10日間が経過した時点をもって契約が解除され、留学プログラムが終了したものとします。解除に伴い、当社は自らの判断で、自らの名で、またはお客様の代理として、研修校及び宿泊施設、その他関連施設との契約やその他の合意を解除し、必要な精算を行

い、その他必要な処理を行うことが出来るものとします。お客様は当社のこれらの処置に対し異議を申し立てすることは出来ないものとします。

3. なお、これらの処置に必要な費用及びこれに伴う賠償金、損害金等については、全てお客様のご負担とします。

3. 第1項に基づく契約の解除により、留学プログラムが途中で終了した場合であっても、お客様がすでに当社へ支払済みの留学プログラム費用のお客様への返金は原則として行いません。また契約解除により発生する一切の費用・損害の負担は、お客様に帰属し、当社から当該費用・損害金の請求がある場合にはお客様は別途支払いを行うものとします。但し、研修校及び宿泊施設の規定に従い返金を受けることが可能であれば、当社が実際に返金を受けた限度においてお客様に返金を行います。その際の銀行振込手数料を含む諸手数料は全てお客様の負担とします。

## 第10条（当社の免責事項）

1. 当社は、以下に記載されたケースを含む、当社の責によらない事由により、留学プログラムの全部または一部が実施されないあるいは出発日に変更になった場合には、一切その責任を負いません。

①申込先の研修校、希望コースなどが既に定員を満了していた、あるいはお客様の日本における学業成績などが入学レベルに達していないなどの理由でお客様の入学を研修校が許可しなかった場合。

②申込先の宿泊施設が既に定員を満了していた、あるいはその他の制限事由から宿泊施設の利用が許可されなかった場合。

③通信事情もしくは希望研修校あるいは宿泊施設の事由（希望研修校あるいは宿泊施設側のミスを含む）により、必要書類、入学許可証が期日までに届かず出発日の変更を余儀なくされた場合。

④ビザの発給の拒否・発給の遅延・記載内容不備・入国拒否などの場合。

2. 前項①、②の場合、お客様が希望される場合には、当社は代替の研修校またはコース、代替宿泊施設の提案を行うものとしますが、追加費用が発生する場合はお客様負担とさせていただきます。お客様がこの代替の提案を希望されない場合には、その時点においてお客様が留学プログラムを取り消しをされたものと看做し、当社はお客様に対しプログラム申込手順に規定されている所定の取り消し手数料を請求するものとします。前項④のビザ発給拒否の場合、その時点においてお客様が留学プログラムの取り消しをされたものと看做し、当社はお客様に対しプログラム申込手順に規定されている所定の取り消し手数料を請求するものとします。前項④のビザ発給拒否の場合、その時点においてお客様が留学プログラムの取り消しをされたものと看做し、当社はお客様に対しプログラム申込手順に規定されている所定の取り消し手数料を請求するものとします。

3. お客様が当社の責によらない以下のような事由により損害を被った場合、当社はその責を負いません。また以下の事由が保険の対象となるかどうかの判断は保険会社の設定に従うものとし、当社は保険金の支払いに関しては一切関知しません。

①天災、地震、戦争、暴動、テロ、クーデター、感染症の拡大などにより被った損害。

②交通機関・研修先・宿泊施設の事故、交通事故・災害・盗難による損害。

③研修先・宿泊施設内で被った損害。

④病氣等の理由による損害。

⑤日常生活や対人関係など、個人生活において被った損害。

⑥当社の責の範囲ではない第三者により被った損害。

⑦スポーツなどが原因の事故による損害。

⑧お客様が海外旅行保険に加入していなかったことにより被った損害。

4. 前項記載のいずれかの事由に該当しお客様が留学プログラムを中断する場合には、お客様が既に当社へ支払済みの留学プログラム費用は原則としてお客様が返金しません。但し、研修校・研修先及び宿泊施設の規定に従い返金を受けることあるいは支払免除を受けることが可能であれば、当社が実際に返金を受けたあるいは支払免除を受けた限度においてお客様に返金を行います。その際の銀行送金手数料を含む諸手数料は全てお客様の負担とします。

5. 研修校・研修先又は宿泊施設及びそこに属する全ての物品にお客様の責めに帰すべき事由により損害（宿泊施設のお客様居住室内および備え付け寝具・家具等の汚損、破損、もしくは滅失等の現状回復のための費用を含む）が発生した場合、その弁償費用はすべてお客様が負担しなければなりません。宿泊施設については、入居時および退去時に宿泊施設のお客様居住室内の状況（室内壁、備え付け寝具・家具その他の汚損、破損、滅失等）を当社の現地スタッフ立ち会いの下、宿泊施設側と確認して下さい。この確認なき場合には宿泊施設側が認定する損害がそのままでお客様の負担となります。

## 第11条（プログラムの変更について）

当社は、研修校・宿泊施設から寄せられる資料、現地スタッフの調査報告に基づき、研修地の情報をお客様に提供しますが、研修校・宿泊施設側の事由による内容の変更等については責任を負いません。

## 第12条（緊急時の入院・治療について）

研修地において、お客様が緊急に入院・治療が必要である場合、またはお客様が心術喪失等の理由により正常な意思判断が不可能あるいは著しく困難である場合、当社は本人及び保護者より予め文書で告知されているお客様に関する情報を前提に担当医師の判断のもとに本人及び保護者に代わり入院・手術を代諾する場合があります。その後の治療は担当医師及び医療機関に一任するものとし、当社は担当医師の医療行為に関し一切責任を負いません。また、当社は、お客様及び保護者の意思確認を取ることができない場合、またはお客様が心術喪失等の理由により正常な意思判断が不可能あるいは著しく困難である場合に、お客様及び保護者から参加申込書等の文書で予め告知されていないお客様に関する情報につき担当医師もしくは医療機関に告知しなかったとしても一切責任を負いません。上記緊急入院・治療に要する費用はお客様のご負担とし、当社が立替払いを行った場合には、当社の請求に応じてお客様は当該費用を当社に支払わなければなりません。

## 第13条（18歳未満の学生ビザ取得者の参加について）

1. お客様が18歳未満の場合には、身元引受人、親権委任者等の事情により申込みをお断りする場合があります。研修地における研修に際し必要とする親権委任状による代理権は、あくまでも留学プログラム実施のため必要とする事項に関し本約款に記載された範囲内で行使するためのものであり、お客様の親権及び扶養に関する権利・義務はその保護者に帰属します。

2. 留学プログラムへの参加に関しては、18歳以上の参加者と同等に本約款の各条項が適用されます。また以下の事由に該当する場合は、お客様の保護者等がその責任において処理するものとします。

①お客様が疾病・事故等にあった場合  
当社及び当社の代理人は、医師または医療機関への連絡、手配等の業務を行います。それ以降の処理に関しては、保護者がその責任において行うものとします。当社及び当社の代理人は、保護者の責任と判断のもと、必要な手配・通訳等の作業のみを行うものとし、また緊急に入院・治療が必要であると判断され、保護者の意思確認を取ることができない場合、もしくは意思確認をする時間がない場合、親権委任状をもって、担当医師の判断により親権委任者及び当社は保護者に代わり入院・手術を代諾する場合があります。またその後の治療は医師及び医療機関に一任するものとし、医療行為における問題に対して当社は一切責任を負いません。上記緊急入院・治療に要する費用はお客様の負担とし、当社が立替払いを行った場合には、当社の請求に応じてお客様は当該費用を当社に支払わなければなりません。

②お客様が法律上の賠償責任を負った場合  
お客様が故意または重大な過失により法律上の損害賠償責任を負った場合、当社は留学プログラムの実施の都合上緊急に必要な保護者への連絡等の業務を行います。その責は保護者に帰属し、当社ならびに親権委任者はその責を負いません。またその後の処理に関しては保護者がその責において必要な業務を行うものとし、当社は関知しません。

## 第14条（個人情報の取扱いについて）

1) 個人情報保護規程  
当社は、当社の個人情報保護方針に基づき、お客様の個人情報の取得、利用、第三者提供、取扱い、管理、訂正、削除、開示等について個人情報保護に関する法令およびその他の規範を遵守し、以下の通り取扱いいたします。

①個人情報の範囲  
当社の事業活動やサービス提供の過程で収集した、個人を特定できる情報を範囲とします。具体的には、当社が事業活動やサービス適用の過程で、書面、電子媒体、ウェブ等を介して収集した、氏名、住所、電話番号、メールアドレス、勤務先、生年月日その他の記述により個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより個人を識別できるものを含みます）を個人情報保護の対象範囲とします。

②個人情報の利用目的  
当社で収集した個人情報は、上述の当社の事業活動とサービス提供とこれに付随する業務を行う目的の範囲内で利用します。

③第三者への開示・提供の範囲  
お客様の同意を頂いている場合や法令等に基づき場合を除き、個人情報保護を第三者に開示・提供することはありません。

④情報の取扱い  
個人情報は、正確に保ち、個人情報への不正アクセス、紛失、破壊、改ざんおよび漏えい等を防止するための措置を講じております。

⑤安全管理措置  
個人情報の処理を外部へ委託する場合には、契約により漏えいや再提供を行わないよう義務づけ、適切な管理を実施します。

⑥継続的改善  
個人情報の確認、訂正等を希望される場合には、窓口までご連絡いただければ、合理的な範囲ですみやかに対応します。

⑦個人情報の訂正・削除・開示  
ご登録の個人情報について、訂正・削除・開示の請求があった場合は、迅速に対応します。当社が保有する個人情報の取扱いおよび訂正・削除・開示に関するお問い合わせ先は下記の通りです。

【個人情報管理窓口】  
情報システム部  
TEL：03-6255-4100 ✉：contact@ccfj.com

⑧個人データの取扱いに関する自然人の保護及び当該データの自由な移転に関する欧州議会及び欧州理事会規則（GDPR）の適用について。  
本規則はEU域内における活動に関与してなされる個人データのEU域外への持ち出しに適用されます（違法となります）。対象となる個人データはEU域内の人のみならず、EU域外の人であっても一旦EU域内に到着後は適用の対象となります。例えば、日本からのお客様がEU域内に到着後、当社現地スタッフが当該お客様に代わりお客様の名前を付し、そのご要求等を日本へ連絡しようとする場合も適用対象となります。従って、お客様からの予めのご同意を包括的に頂いておく必要があります。具体的には参加申込書をご送付いただく段階で当該参加申込書に個人データのEU域外への送付に包括的に同意する旨の記載とご署名をお願いすることとなります。

第15条（所轄裁判所）  
本約款に関わるお客様（お客様が未成年の場合には保護者を含む）と当社の間における訴訟については、東京地方裁判所を合意専属管轄裁判所とします。

第16条（約款の変更）  
本約款は、事情により告知なく変更することがあります。

第17条（協議）  
本約款に定めのない事項は、お客様と当社が誠意をもって協議し、解決を図ります。

第18条（有効期日）  
本約款は、2024年3月25日以降に申し込まれる契約に適用されます。